

生活保護受給者から取得した損害賠償請求権に基づく訴訟の判決について

平成29年(2017年)第4回町田市議会定例会にて原案可決された件について、東京地方裁判所立川支部による第一審の判決内容及び判決後の状況を以下のとおり報告いたします。

## 1 事件の概要

2014年11月13日に、当市の生活保護受給者が自動車に衝突され負傷し、入院により治療を受けました。

加害者は本件事故について一切責任はないとして医療費の支払いに応じなかったため、市が医療扶助としてその医療費を支出しました。

生活保護法の規定により、市は支出した医療費の損害賠償請求権を被害者から取得したことから、被害者が加害者を被告として損害賠償の支払いを求めて提起した訴訟に、当事者として参加しました。

## 2 判決内容

2018年3月27日の判決において、過失割合は原告4割、被告6割と認められました。

## 3 判決後の状況

原告、被告及び市が控訴をしなかったことにより、第一審判決が確定し、被告から市に対して医療費2,339,892円及び遅延損害金406,116円の合計2,746,008円の支払いがありました。